

## 第2期徳島市子ども・子育て支援事業計画からの主な変更点

### (1) 徳島市子どもの貧困対策推進計画の内包

子どもの貧困対策推進計画の法的根拠となる「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号)第10条第2項において、市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画の策定が努力義務となりました。この計画については、「子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定できるとされていることから、本計画と一体的に(内包させる形で)策定するため、関連する項目を追加します。

### (2) ニーズ調査を反映した教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容などの見直し

令和5年度に実施したニーズ調査の結果を反映し、量の見込みを算出し、それに伴う提供体制の確保の内容などを見直しを行います。

### (3) 令和4年の児童福祉法改正を踏まえた事業の追加

改正児童福祉法で、子育て世帯訪問支援事業(訪問による生活の支援)、児童育成支援拠点事業(学校や家以外の子どもの居場所支援)、及び親子関係形成支援事業(親子関係の構築に向けた支援)が「地域子ども・子育て支援事業」と位置付けられたこと、及び全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」が本市に設置されたことについて、関連する項目を追加しました。